

訂正箇所一覧

	訂正前	訂正後
・仕様書 3 西区民センターに関する業務 ウ 建物及び附属設備の維持保全業務 (ウ) 施設、設備・機器の各種点検	(略) ・点検において不具合が生じている場合は、判明後、速やかに報告書（写）、写真などにより、大阪市へ報告すること。 (指定管理者において電気事業法に基づく電気主任技術者を選任、配置し、保安規程を定め経済産業省へ届け出るとともに、自家用電気工作物の工事、維持、及び運用に関する保安の監督に係る業務を実施すること。) ・日常点検は「市設建築物 日常点検ハンドブック」 (https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000396206.html) を踏まえて適切に実施し、記録すること。	(略) ・点検において不具合が生じている場合は、判明後、速やかに報告書（写）、写真などにより、大阪市へ報告すること。 (会館の自家用電気工作物の保安業務は、大阪市が選任する電気主任技術者の指示のもとに行うものとする。) ・日常点検は「市設建築物 日常点検ハンドブック」 (https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000396206.html) を踏まえて適切に実施し、記録すること。